○職員の勤務時間、休暇等に関する条例

平成１７年３月３０日

条例第３号

改正 平成18年6月28日　条例第7号

平成19年3月29日　条例第5号

平成20年12月26日 条例第9号

平成21年4月1日　 条例第2号

平成21年12月1日　条例第5号

平成22年3月29日　条例第2号

平成22年6月1日　 条例第4号

平成28年3月29日　条例第2号

平成29年3月29日　条例第5号

令和元年12月24日　条例第5号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 令和4年12月22日　条例第7号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和４３年条例第１５号）の全部を改正する。

（目的）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２４条第５項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（職員の定義）

第２条　この条例において職員とは、一般職の職員の給与に関する条例（昭和４３年条例第１８号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける者をいう。

（１週間の勤務時間）

第３条　職員の勤務時間は、休憩時間を除き、４週間を超えない期間につき１週間当たり３８時間４５分とする。

２　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１０条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第１７条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の１週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第１７条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、組合長が定める。

３　地方公務員法第２２条の４第１項若しくは第２２条の５第１項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第１項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、４週間を超えない期間につき１週間当たり１５時間３０分から３１時間までの範囲内で、組合長が定める。

４　地方公務員の育児休業等に関する法律第１８条第１項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成１４年法律第４８号）第５条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第１項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、４週間を超えない期間につき１週間当たり３１時間までの範囲内で、組合長が定める。

５　組合長は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前各号に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、別に定めることができる。

（週休日及び勤務時間の割振り）

第４条　日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、組合長は、育児短時間勤務職員等については必要に応じ当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの５日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの５日間において週休日を設けることができる。

２　組合長は、月曜日から金曜日までの５日間において、１日につき７時間４５分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については１週間ごとの期間について１日につき７時間４５分を超えない範囲内で当該育児短時間勤務等の内容に従い勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については１週間ごとの期間について１日につき７時間４５分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第５条　組合長は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

２　組合長は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、４週間ごとの期間につき８日の週休日（育児短時間勤務職員等にあっては８日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては８日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）により、４週間ごとの期間につき８日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、８日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、４週間を超えない期間につき１週間当たり１日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、４週間を超えない期間につき１週間あたり１日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（週休日の振替等）

第６条　組合長は、職員に第４条第１項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第４条第２項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち４時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該４時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（休憩時間）

第７条　組合長は、１日の勤務時間が６時間を超える場合においては、少なくとも１時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。

２　組合長は、１日の勤務時間が６時間を超え７時間４５分以下の場合において、前項の規定によると職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすときは、規則の定めるところにより、同項の休憩時間を４５分以上１時間未満とすることができる。

３　第１項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合において、規則の定めるところにより、一斉に与えないことができる。

（休息時間）

第８条　組合長は、第５条第１項に規定する職員について、所定の勤務時間のうちに、規則で定める基準に従い、休息時間を置くものとする。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第９条　組合長は、（労働基準法（昭和２２年法律第４９号）別表第１第１号から第１０号まで及び第１３号から第１５号までに掲げる事業にあっては労働基準監督署長の許可を要する。）第３条から第６条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

２　組合長は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第９条の２　組合長は、次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び次条第１項から第３項までにおいて同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第３項において同じ。）をさせるものとする。

（１）　小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

（２）　小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの

２　前項の規定は、第１７条第１項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び次条第１項から第３項までにおいて同じ。）を養育」とあるのは「第１７条第１項に規定する要介護者のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

３　前２項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続きその他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第９条の３　組合長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

２　組合長は、３歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第９条第２項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

３　組合長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、１月について２４時間、１年について１５０時間を超えて、第９条第２項に規定する勤務をさせてはならない。

４　前３項の規定は、第１７条第１項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第１項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第２項中「３歳に満たない子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第１７条第１項に規定する要介護者のある職員が規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第１項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。）における」と、第２項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

５　前各項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続きその他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。

（超勤代休時間）

第９条の４　組合長は、給与条例第１３条第４項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代る措置の対象となるべき時間（以下「超勤代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある第４条第２項、第５条又は第６条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。（第１２条第１項に規定する休日及び代休日を除く。））に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

２　前項の規定により超勤代休時間を指定された職員は、当該超勤代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第１０条　削除

（休日）

第１１条　職員は、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。１２月２９日から翌年の１月３日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。

（休日の代休日）

第１２条　組合長は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第９条の４第１項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。

２　前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（休暇の種類）

第１３条　職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

（年次有給休暇）

第１４条　年次有給休暇は、１の年ごとにおける休暇とし、その日数は、１の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

（１）　次号及び第３号に掲げる職員以外の職員　２０日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し２０日を超えない範囲内で規則で定める日数）

（２）　次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となるもの　その年の在職期間を考慮し、２０日を超えない範囲内で規則で定める日数

（３）　当該年の前年において国家公務員、地方公務員（職員を除く。）又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者（以下この号において「国家公務員等」という。）であった者で、引き続き当該年に新たに職員となったものその他規則で定める職員　国家公務員等としてその在職期間及びその際職員期間中における年次有給休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、２０日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数

２　年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、規則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

３　組合長（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

（病気休暇）

第１５条　病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。この場合において、その期間については、規則で定める。

（特別休暇）

第１６条　特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合における休暇とする。この場合において、規則で定める特別休暇については、規則でその期間を定める。

（介護休暇）

第１７条　介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、組合長が、規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

２　介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

３　介護休暇については、給与条例第１２条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、給与条例第１５条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額する。

（介護時間）

第１７条の２　介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する３年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

２　介護時間の時間は、前項に規定する期間内において１日につき２時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

３　介護時間の間は、給与条例第１２条の規定にかかわらず、同条に規定する方法により給与を減額する。

（病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認）

第１８条　病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、介護休暇及び介護時間については、規則の定めるところにより、組合長の承認を受けなければならない。

（会計年度任用職員の勤務時間、休暇等）

第１９条　地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第３条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める基準に従い、組合長が定める。

（規則への委任）

第２０条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成１７年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例の施行前に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「旧条例」という。）第３条第２項の規定により、１週間の勤務時間が定められている職員については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第３条第２項の規定により勤務時間が定められたものとみなす。

２　この条例の施行の際現に前項に規定する職員以外の職員について、旧条例第３条第３項又は第４項の規定に基づき定められている勤務を要しない日又は勤務時間の割振りは、それぞれ新条例第６条の規定に基づき組合長が定めた週休日又は勤務時間の割振りとみなす。

３　この条例の施行の際現に前項に規定する職員以外の職員について、旧条例第３条第３項又は第４項の規定に基づき定められている勤務を要しない日又は勤務時間の割振りは、それぞれ新条例第５条又は第６条の規定に基づき組合長が定めた週休日又は勤務時間の割振りとみなす。

４　前２項の規定が適用される職員について、旧条例第４条に基づき定められている休憩時間については、新条例第７条の規定に基づく休憩時間とみなす。

５　この条例の施行の際現に組合長又は労働基準監督署長の許可を受けている正規の勤務時間以外の時間における継続的な勤務については、新条例第９条第１項の規定に基づき組合長又は労働基準監督署長の許可を受けたものとみなす。

６　施行日前から引き続き在職する職員の施行日以後の平成１７年における年次有給休暇の日数については、新条例第１４条第１項の規定にかかわらず、旧条例第９条第３項に規定する年次有給休暇の残日数とする。

７　この条例の施行の際現に旧条例第９条第５項の規定に基づき職員が請求している年次有給休暇の時季については、新条例第１４条第３項の規定に基づき請求したものとみなす。

８　この条例の施行の際現に旧条例第９条第８項又は第９項の規定に基づき組合長の承認または許可を得ている休暇については、新条例第１８条及び第１９条第１項の規定に基づき組合長の承認を受け、又は許可を得たものとみなす。

９　前各号に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

１０　改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第９条の２第２項（同条第３項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする請求から適用し、同日前にした請求による時間外勤務の制限については、なお、従前の例による。

１１　新条例第１７条の規定は、改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「旧条例」という。）第１８条の規定により介護休暇の承認を受けた職員で施行日において当該承認に係る介護を必要とする１の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して３月を経過しているもの（当該介護休暇の初日から起算して６月を経過する日までの間にある職員に限る。）についても適用する。この場合において、新条例第１７条第２項中「連続する６月の期間内」とあるのは、「平成１７年４月１日から、当該状態についての介護休暇の初日から起算して６月を経過する日までの間」とする。

１２　旧条例第１８条の規定により介護休暇の承認を受け、施行日において当該承認に係る介護を必要とする１の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して３月を経過していない職員の介護休暇の期間については、新条例第１７条第２項中「連続する６月の期間内」とあるのは、「当該状態についての介護休暇の初日から起算して６月を経過する日までの間」とする。

附　則（平成１８年６月２８日条例第７号）

この条例は、平成１８年７月１日から施行する。

附　則（平成１９年３月２９日条例第５号）

この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年１２月２６日条例第９号）

改正　平成２２年３月２９日　条例第２号

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１９条の改正規定は、平成２１年５月２１日から施行する。

附　則（平成２１年４月１日条例第２号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年１２月１日条例第５号）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第３条、第４条及び附則第２項の規定は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年３月２９日条例第２号）

この条例は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年６月１日条例第４号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２２年６月３０日から施行する。ただし、第３項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　（略）

３　この条例の施行日以後の日を早出遅出勤務開始日とする第２条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第９条の２の規定による請求、施行日以後の日を時間外勤務制限開始日とする同条例第９条の３第２項の規定による請求又は同条第３項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、これらの請求を行うことができる。

附　則（平成２８年３月２９日条例第２号）

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年３月２９日条例第５号）

（施行期日）

第１条　この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第１７条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して６月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第１７条第１項に規定する指定期間については、組合長は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して６月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

附　則（令和元年１２月２４日条例第５号）

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和４年１２月２２日条例第５号）

（施行期日）

第１条　この条例は、令和５年４月１日から施行する。